

書面による理事会決議の議事録

1. 提案者

- ・代表理事 佐々木 健治

2. 書面理事会に提起された議案

第1号議案：不服審査会の委員長及び委員の選任

- ・阿南喜裕氏の処分について、倫理委員会から令和元年5月11日の理事会にて処分の答申があり、理事会での審議結果は、審判員、選手の活動を2年間停止等と決定した。理事会の処分決定通知を阿南喜裕氏に令和元年5月11日付けで通知した。
- ・阿南喜裕氏は処分決定通知を受けて、令和元年6月10日付けで異議申し立ての書面がJPA宛に送付された。
- ・異議申し立てがあった場合、不服審査会を競技者等に関する規程第13条（不服申し立て）に基づいて実施しなければならない。
- ・不服審査会の構成は次のとおりとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が指名する若干名の委員委員長は、会長が指名し且つ理事会で承認した本協会外部の学識経験者が担当し、委員については、少なくとも1名を本協会外部の学識経験者の中から選考し、理事会の承認を得なければならない。そこで不服審査会の委員長、委員について以下の者を推薦しますので、ご承認をお願いします。
 - ・委員長候補者：松下 唯夫氏（大阪外国語大学名誉教授）
 - ・委員候補者：吉村 耕介氏（辻監事紹介の大阪府の弁護士）
 - ・委員候補者：善本 光彦氏（JPA理事）
 - ・委員候補者：神岡 俊輔氏（JPA理事）

3. 書面理事会の決議があったものとみなされた事項

- ・令和元年6月17日付けで提案された、不服審査会の委員長及び委員の選任案は、理事の全員が同意の意思表示をし、監事が異議を述べなかつたので原案のとおり承認された。

4. 書面理事会の決議があったものとみなされた日

- ・令和元年6月20日

5. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- ・専務理事 古城 資久

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定及び定款30条第2項の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、決議内容を明確にするため、代表理事及び議事録作成者がこれに記名押印する。

令和元年6月20日

公益社団法人 日本パワーリフティング協会

代表理事 佐々木健治 

議事録作成者 専務理事 古城 資久 

